



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
10月21日  
号外(4)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

|   |    |
|---|----|
| ○ 規 則   |    |
| ※滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) .....             | 1  |
| ○ 告 示   |    |
| ※滋賀県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく地域または区域の指定 (都市計画課) ..... | 52 |
| ※滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定の廃止 (都市計画課) .. | 54 |
| ※滋賀県屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定の廃止 (都市計画課) .....            | 54 |

## 規 則

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第55号

### 滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年滋賀県規則第60号) の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(地域の区分)

**第2条の2** 条例第5条第2項の規則で定める地域の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1種地域 次に掲げる地域をいう。
  - ア 文化財保護法 (昭和25年法律第214号) 第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区
  - イ 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された建造物または同法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財として指定された建造物の周囲から50メートル以内の地域
  - ウ 滋賀県文化財保護条例 (昭和31年滋賀県条例第57号) 第4条第1項の規定により滋賀県指定有形文化財として指定された建造物または同条例第29条第1項の規定により滋賀県指定有形民俗文化財として指定された建造物の周囲から50メートル以内の地域
  - エ アからウまでに掲げる地域のほか、歴史的または伝統的な景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域
- (2) 第2種地域 次に掲げる地域をいう。
  - ア 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区および特別緑地保全地区
  - イ 都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画の区域のうち、風致を維持し、または低層住宅に係る良好な住居の環境を保全し、もしくは形成する必要があると知事が認めて指定する地区計画の区域
  - ウ 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項に規定する都市公園の区域
  - エ 河川法 (昭和39年法律第167号) 第6条第1項 (同法第100条第1項において準用する場合を含む。) に規定する河川区域のうち、知事が指定する区域
  - オ 滋賀県自然環境保全条例 (昭和48年滋賀県条例第42号) 第21条第1項の規定により指定された自然記念物の周辺の地域で知事が指定するもの
- (3) 第3種地域 鉄道、軌道、索道および道路ならびにこれらに接続する地域のうち、良好な沿線または沿道の景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域をいう。
- (4) 第4種地域 鉄道、軌道、索道および道路ならびにこれらに接続する地域のうち、小売商業者またはサービス業者が集積する市街地であつて、広告物を主要な構成要素として良好な沿線または沿道の景観を保全し、または

形成する必要があると知事が認めて指定する地域をいう。

(5) 第5種地域 前各号、次号および第7号に掲げる地域以外の地域をいう。

(6) 第6種地域 次に掲げる地域をいう。

ア 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域(同項に規定する区域区分が定められていない都市計画区域にあつては、同法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域)

イ 鉄道駅のプラットホームの周囲から100メートル以内の地域

ウ アおよびイに掲げる地域のほか、良好な市街地の景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域

(7) 第7種地域 相当程度の小売業者もしくはサービス業者が集積し、または大規模な小売店舗が存する市街地であつて、広告物を主要な構成要素として良好な市街地の景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域をいう。

(許可の基準)

第2条の3 条例第5条第3項(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の基準は、別表第1のとおりとする。この場合において、一地域が前条各号に掲げる地域のうち2以上に該当することとなるときは、次に掲げる順序により最も先順位にある地域として、同表第2項の地域別基準を適用する。

- (1) 第1種地域
- (2) 第2種地域
- (3) 第4種地域
- (4) 第3種地域
- (5) 第7種地域
- (6) 第6種地域
- (7) 第5種地域

第3条を次のように改める。

(適用除外の基準)

第3条 条例第8条第1項第4号から第6号までおよび第2項各号(第5号を除く。)の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

第3条の2を削る。

第4条を次のように改める。

(国または地方公共団体の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、屋外広告物通知書(別記様式第1号)によるものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
- (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
- (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
- (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
- (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
- (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が次の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。第5条第2項、第10条第2項および第10条の2第2項において同じ。)

|               |  |          |
|---------------|--|----------|
| 第1種地域および第2種地域 | 自家用広告物またはその掲出物件(以下これらを「自家用広告物等」という。)       | 10平方メートル |
|               | 自家用広告物等以外の広告物または掲出物件(以下これらを「非自家用広告物等」という。) | 6平方メートル  |

|               |          |          |
|---------------|----------|----------|
| 第3種地域および第5種地域 | 自家用広告物等  | 20平方メートル |
|               | 非自家用広告物等 | 10平方メートル |
| 第4種地域         | 自家用広告物等  | 40平方メートル |
|               | 非自家用広告物等 | 10平方メートル |
| 第6種地域         | 自家用広告物等  | 40平方メートル |
|               | 非自家用広告物等 | 15平方メートル |
| 第7種地域         | 自家用広告物等  | 60平方メートル |
|               | 非自家用広告物等 | 20平方メートル |

(7) 景観配慮事項自己評価書(別記様式第1号の2)

第4条の2を削る。

第5条第1項中「第10条の規定による」を「第10条第1項の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、知事が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

第6条および第7条を次のように改める。

(許可期間)

**第6条** 条例第11条第1項(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の許可期間は、3年以内とする。ただし、簡易広告物(自家用広告物以外の広告物(以下「非自家用広告物」という。))に限る。)またはその掲出物件の許可期間は、6月以内とする。

**第7条** 削除

第8条第1項中「第13条」の右に「(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項を削る。

第9条の見出し中「および許可印」を削り、同条中「第14条第2項」の右に「(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)」を加える。

第10条第2項中「第3条の2第2項第1号に規定する」を「第4条第2項第1号に掲げる」に、「第5号」を「第7号」に改め、「および変更により新たに掲出物件の管理者が条例第10条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、当該管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類またはその写し」を削り、同条第5項第1号中「第3条の2第2項第1号に規定する」を「第4条第2項第1号に掲げる」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 当該申請が第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件に係るものである場合にあっては、屋外広告物安全点検調書(別記様式第5号)

第10条第5項に次の1号を加える。

(4) 当該申請が第10条の4第5項に規定する広告物または掲出物件に係るものである場合にあっては、条例第16条第1項の点検を行った者が第10条の4第6項各号に定める者であることを証する書類またはその写し

第10条第6項を削り、同条の次に次の3条を加える。

(公共的広告物等の認定の申請等)

**第10条の2** 条例第15条の2第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の申請書は、公共的広告物等認定(変更認定)申請書(別記様式第5号の2)とする。

2 条例第15条の2第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、知事が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

3 条例第15条の2第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 認定をした日

(2) 認定の番号

(3) 広告物を表示し、または掲出物件を設置した場所

(4) 広告物または掲出物件の意匠

(5) 広告物を表示し、または掲出物件を設置した目的

4 条例第15条の2第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告(次項において「報告」という。)は、認定公共的広告物等管理状況報告書(別記様式第5号の3)により、3年に1回行わなければならない。

5 報告に係る広告物または掲出物件が前条第5項第3号または第4号に規定する広告物または掲出物件である場合

は、前項の認定公共的広告物等管理状況報告書には、それぞれ同条第5項第3号または第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 6 条例第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、住所氏名変更届出書(別記様式第3号)によるものとする。
- 7 前条第3項の規定は、条例第15条の2第7項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装または改造について準用する。
- 8 前条第2項の規定は、条例第15条の2第8項において準用する同条第2項の規則で定める書類について準用する。(優良広告物の認定の申請等)

**第10条の3** 条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第2項の申請書は、優良広告物認定申請書(別記様式第5号の4)とする。

- 2 条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、知事が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。
- 3 条例第15条の3第3項において読み替えて準用する条例第15条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
  - (1) 認定をした日
  - (2) 認定の番号
  - (3) 広告物を表示し、またはその掲出物件を設置した場所
  - (4) 広告物またはその掲出物件の意匠

4 前条第4項および第5項の規定は、条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第5項の規定による報告について準用する。

- 5 条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第6項の規定による届出は、住所氏名変更届出書(別記様式第3号)によるものとする。(点検義務)

**第10条の4** 条例第16条の2第1項の点検は、3年に1回以上行わなければならない。

- 2 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、屋外広告物安全点検調書(別記様式第5号)を作成しなければならない。
- 3 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、前項の屋外広告物安全点検調書を、新たに点検を行い、または当該広告物もしくは掲出物件を除却するまでの間、保存しなければならない。
- 4 条例第16条の2第1項ただし書の規則で定める広告物または掲出物件は、次に掲げるものとする。
  - (1) 簡易広告物
  - (2) 壁面等に描かれた広告物その他これに類するもの
  - (3) 道路標識等(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)に基づき設置された道路標識、区画線および道路標示をいう。第12条の2において同じ。)
- 5 条例第16条の2第2項の規則で定める広告物または掲出物件は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請が必要な規模の広告物または掲出物件とする。
- 6 条例第16条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 前項に規定する広告物または掲出物件(次号に規定する広告物または掲出物件を除く。) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会または公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習(次号において「屋外広告物点検技能講習」という。)の課程を修了した者

ウ 建築基準法第12条第1項に規定する建築物調査員

(2) 前項に規定する広告物または掲出物件で、次のいずれにも該当するもの 試験合格者または屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者

ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が商業地域である地域のうち、建築基準法第52条第1項に規定する容積率が10分の40以上である地域に所在していること。

イ 道路内または道路の境界線から水平距離2メートル以内の区域に表示され、または設置されていること。

第11条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号の5」に改め、同条を第10条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(違反広告物等である旨の表示)

**第11条** 条例第17条の3第1項または第2項の規定による表示は、警告書(別記様式第6号)によるものとする。

第12条中「立入検査員身分証明書(別記様式第7号)」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 立入検査員身分証明書(別記様式第7号)
- (2) 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年国土交通省令第68号。第22条第2号において「特例省令」という。)別記様式の規定の例による様式

第12条の次に次の1条を加える。

(屋外広告業の登録の適用除外)

**第12条の2** 条例第23条第1項ただし書に規定する規則で定める広告物または掲出物件は、道路標識等とする。

第22条中「屋外広告業立入検査員身分証明書(別記様式第17号)」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 屋外広告業立入検査員身分証明書(別記様式第17号)
- (2) 特例省令別記様式の規定の例による様式

別表第1および別表第2を次のように改める。

**別表第1** (第2条の3関係)

1 共通基準

(1) 一般基準

- ア 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること。
- イ 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと。

(2) 広告物種類別基準

- ア 電柱等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件の許可基準

| 種類  | 項目   | 規格等  |
|---|------|--|
| 電柱等巻付広告物(電柱等に巻き付けて表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。)  | 高さ   | 1 下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。<br>2 長さは、1.8メートル以下であること。                              |
|   | その他  | 個数は、1柱につき1個であること。ただし、両面に巻き付けて表示し、または設置する場合は、2個以下であること。                             |
| 電柱等袖付広告物(電柱等に袖付けにして表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。) | 高さ   | 1 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道にあつては地上から4.7メートル以上であること。<br>2 長さは、1.5メートル以下であること。 |
|   | 突出し幅 | 0.9メートル以下であること。  |
|   | 表示面積 | 1.2平方メートル以下であること。  |
|   | その他  | 1 個数は、1柱につき1個であること。<br>2 原則として歩道または民地側に突き出すものであること。                                |

- イ 簡易広告物の許可基準

| 種類                 | 項目   | 規格等   |
|--------------------|------|---|
| はり紙またははり札の類        | 高さ   | 上端の高さは、地上から4メートル以下であること。  |
|                    | 表示面積 | 1平方メートル以下であること。   |
|                    | その他  | 1 個数は、半径10メートルの範囲内に50個以下であること。<br>2 近傍に同一または類似のはり紙またははり札の類を多数表示しないこと。 |
| 広告幕またはのれんの類        | 高さ   | 上端の高さは、地上から4メートル以下であること。  |
|                    | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。   |
|                    | その他  | 個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。   |
| 広告旗(これを支える台を含む。)の類 | 高さ   | 上端の高さは、地上から4メートル以下であること。  |
|                    | 表示面積 | 3平方メートル以下であること。   |
|                    | その他  | 個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。   |

|                           |      |                             |
|---------------------------|------|-----------------------------|
| 立看板または置看板（これらを支える台を含む。）の類 | 高さ   | 上端の高さは、地上から3メートル以下であること。    |
|                           | 表示面積 | 3平方メートル以下であること。             |
|                           | その他  | 個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。 |
| 提灯の類                      | 表示面積 | 2平方メートル以下であること。             |
|                           | その他  | 個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。 |

## 2 地域別基準

## (1) 第1種地域

## ア 共通基準

| 項目  | 規格等   |
|---|---|
| 1文字ごとの面積  | 1平方メートル以下（表示面積が3平方メートルを超える場合に限り。）であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。  |
| 照明（電光可変式広告物（電光により文字または映像を表示する広告物またはその掲出物件であつて、当該表示の内容を任意に変えることができるもの、電光が点滅するものまたは電光の色彩もしくは輝度が変化するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。</li> <li>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでないこと。ただし、これらが景観と調和のとれたものである場合は、この限りでない。</li> <li>3 外照灯の光色は、暖色系であること。</li> </ol>                                      |
| 電光可変式広告物  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、電光可変式広告物の表示または設置の目的に照らし必要最小限度の面積であること。ただし、原則として3平方メートルを超えないものであること。</li> <li>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。</li> <li>3 表示の内容がおおむね一定のものであること。</li> <li>4 電光が点滅しないものであること。</li> </ol> |

## イ 自家用広告物等（簡易広告物を除く。以下同じ。）の許可基準

| 種類   | 項目   | 規格等   |
|--|------|---|
| 野立広告物（土地に建植して、表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。以下同じ。）  | 高さ   | 地上から6メートル以下であること。   |
|  | 幅    | 2メートル以下であること（地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限り。）。  |
|  | 表示面積 | 5平方メートル以下であること（幅が2メートルを超える場合に限り。）。  |
|  | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度（以下「彩度」という。）が6以下であること（表示面積が1平方メートルを超える場合に限り。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。        |
| 屋上広告物（建築物の屋上等（壁面の上部に突き出している部分を含む。）を利用して表示し、または | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色（日本産業規格Z8721に定める色相が10YR、日本産業規格Z8721に定める明度が2、彩度が1である色をいう。以下同じ。）であること（道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限り。）。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。 |
|  | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。  |
|  | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。   |
|  | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること（表示面積が1平方メートルを超える場合に限り。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ  |

|   |      |  |
|---|------|--|
| 設置する広告物<br>または掲出物件<br>をいう。以下同<br>じ。)  |      | の限りでない。  |
|   | 支柱   | 外部から見えない構造であること。   |
|   | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。   |
| 壁面広告物(建築<br>物の壁面を利用<br>して表示し、また<br>は設置する広告<br>物または掲出物<br>件(建築物の外壁<br>面から突き出す<br>ものを除く。)を<br>いう。以下同じ。) | 表示面積 | 1 7.5平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。  |
|   | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。        |
|   | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。  |
| 突出広告物(建築<br>物の外壁面から<br>突き出して表示<br>し、または設置<br>する広告物また<br>は掲出物件をい<br>う。以下同じ。)                           | 高さ   | 1 上端の高さは、突出広告物を表示し、または設置する壁面(以下「取付壁面」という。)の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 |
|   | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。  |
|   | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。  |
| その他物件利用<br>広告物(建築物お<br>よび電柱等以外<br>の物件を利用し<br>て表示し、または<br>設置する広告物<br>または掲出物件<br>をいう。以下同<br>じ。)         | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。  |
|   | 表示面積 | 1 5平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。                  |
|   | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。        |
|   | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。  |

ウ 非自家用広告物等(簡易広告物を除く。以下同じ。)の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等   |
|-------|------|---|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から3メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが3メートル以下であるときは、地上から6メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 1 公共的広告物(公共的目的をもって表示し、または設置する野立広告物をいう。以下同じ。)および案内図板(自己の住所または事業所、事務所もしくは作業場(以下「事業所等」という。)までの経路等を案内するために必要な事項のみを表示し、または設置する野立広告物をいう。以下同じ。)以外の野立広告物(以下これらを「一般広告物」という。)にあつては、1.5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、3平方メートル以下であること。<br>2 公共的広告物または案内図板にあつては、3平方メートル以下であること。 |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。   |
|                | 場所   | 1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。<br>2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から1キロメートル以内の区域に表示し、または設置するものであること。  |
|                | その他  | 1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。 |
| 屋上広告物          | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 3平方メートル以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 5平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。   |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 3平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から3メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 3平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものでないこと。  |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |



(2) 第2種地域

ア 共通基準

| 項目       | 規格等   |
|----------|---|
| 1文字ごとの面積 | 1 平方メートル以下(表示面積が3平方メートルを超える場合に限り。)であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。   |
| 照明       | 1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでないこと。ただし、これらが景観と調和のとれたものであるときは、この限りでない。   |
| 電光可変式広告物 | 1 表示面積は、電光可変式広告物の表示または設置の目的に照らし必要最小限度の面積であること。ただし、原則として3平方メートルを超えないものであること。<br>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>3 表示の内容がおおむね一定のものであること。<br>4 電光が点滅しないものであること。 |

イ 自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等   |
|-------|------|---|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から6メートル以下であること。   |
|       | 幅    | 2メートル以下であること(地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限り。)   |
|       | 表示面積 | 5平方メートル以下であること(幅が2メートルを超える場合に限り。)   |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限り。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。   |
| 屋上広告物 | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。   |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限り。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|       | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|       | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物 | 表示面積 | 1 7.5平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。   |
|       | 色彩   | 景観重要区域(ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号)第9条第1項各号に掲げる区域をいう。以下同じ。)にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限り。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|       | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物 | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。   |
|       | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | こと。   |
|                | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 5平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。 |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

## ウ 非自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等   |
|-------|------|---|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から3メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが3メートル以下であるときは、地上から6メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 1 一般広告物にあつては、1.5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、3平方メートル以下であること。<br>2 公共的広告物または案内図板にあつては、3平方メートル以下であること。   |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。   |
|       | 場所   | 1 一の国道と他の国道との平面交差する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。<br>2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から1キロメートル以内の区域に表示し、または設置するものであること。  |
|       | その他  | 1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。 |
| 屋上広告物 | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 3平方メートル以下であること。   |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|       | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|       | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物 | 表示面積 | 1 5平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。   |
|       | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以  |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | 下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。               |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。             |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。                                       |
|                | 表示面積 | 3平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から3メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 3平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。 |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。               |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。   |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

3) 第3種地域

ア 共通基準

| 項目       | 規格等   |
|----------|---|
| 1文字ごとの面積 | 1平方メートル以下(表示面積が5平方メートルを超える場合に限る。)であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。  |
| 照明       | 1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。  |
| 電光可変式広告物 | 1 表示面積は、3平方メートル以下であること。<br>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。<br>(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合<br>(2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合 |

イ 自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等   |
|-------|------|---|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から8メートル以下であること。   |
|       | 幅    | 2メートル以下であること(地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限る。)   |
|       | 表示面積 | 10平方メートル以下であること(幅が2メートルを超える場合に限る。)  |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。 |
| 屋上広告物 | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範   |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | 囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。  |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。             |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 15平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。  |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。                                   |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。  |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 10平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。                         |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

## ウ 非自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等   |
|-------|------|---|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から8メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 1 一般広告物にあつては、2.5平方メートル以下であること。<br>2 公共的広告物または案内図板にあつては、5平方メートル以下であること。<br>3 2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、2.5平方メートルに当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、20平方メートル)以下であること。 |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。   |
|       | 場所   | 1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内区域に表示し、または設置するものではないこと。<br>2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から5キロメートル以   |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | 内の区域に表示し、または設置するものであること。  |
|                | その他  | 1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。 |
| 屋上広告物          | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 7.5平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。   |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道にあつては地上から4.7メートル以上であること。  |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 5平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。   |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

(4) 第4種地域

ア 共通基準

| 項目       | 規格等   |
|----------|---|
| 1文字ごとの面積 | 2平方メートル以下(表示面積が10平方メートルを超える場合に限る。)であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について |

|          |   |
|----------|---|
|          | は、この限りでない。  |
| 照明       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。</li> <li>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。</li> </ol>  |
| 電光可変式広告物 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、5平方メートル以下であること。</li> <li>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。</li> <li>3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合</li> <li>(2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合</li> </ol> </li> </ol> |

## イ 自家用広告物等の許可基準

| 種類         | 項目   | 規格等   |
|------------|------|---|
| 野立広告物      | 高さ   | 地上から10メートル以下であること。  |
|            | 幅    | 3メートル以下であること（地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限る。）。  |
|            | 表示面積 | 20平方メートル以下であること（幅が3メートルを超える場合に限る。）。   |
|            | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること（道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。）。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。   |
| 屋上広告物      | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。  |
|            | 表示面積 | 20平方メートル以下であること。  |
|            | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。                                   |
|            | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|            | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物      | 表示面積 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 30平方メートル以下であること。</li> <li>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下であること。</li> </ol>                  |
|            | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。                       |
|            | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物      | 高さ   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。</li> <li>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</li> </ol> |
|            | 突出し幅 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取付壁面から1.5メートル以下であること。</li> <li>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。</li> </ol>                           |
|            | 表示面積 | 20平方メートル以下であること。  |
| その他物件利用広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。   |
|            | 表示面積 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 20平方メートル以下であること。</li> <li>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積</li> </ol> |

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
|     | の3分の1以下であること。                       |
| その他 | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。 |

ウ 非自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等  |
|-------|------|--|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から10メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 1 一般広告物にあつては、2.5平方メートル以下であること。<br>2 公共的広告物または案内図板にあつては、5平方メートル以下であること。<br>3 2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、2.5平方メートルに当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、20平方メートル)以下であること。  |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。  |
|       | 場所   | 1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。<br>2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から10キロメートル以内の区域に表示し、または設置するものであること。  |
|       | その他  | 1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。 |
| 屋上広告物 | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。   |
|       | 表示面積 | 7.5平方メートル以下であること。  |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|       | 支柱   | 外部から見えない構造であること。   |
|       | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。   |
| 壁面広告物 | 表示面積 | 1 15平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下であること。   |
|       | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|       | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。  |
| 突出広告物 | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。  |
|       | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。  |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | 2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 7.5平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 4.5メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 7.5平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。 |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。   |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

## (5) 第5種地域

## ア 共通基準

| 項目       | 規格等   |
|----------|---|
| 1文字ごとの面積 | 1平方メートル以下(表示面積が5平方メートルを超える場合に限り)であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。   |
| 照明       | 1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。  |
| 電光可変式広告物 | 1 表示面積は、3平方メートル以下であること。<br>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。<br>(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合<br>(2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合 |

## イ 自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等  |
|-------|------|--|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から6メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。   |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。                             |
| 屋上広告物 | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。   |
|       | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。   |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限り)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|       | 支柱   | 外部から見えない構造であること。   |
|       | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。   |
| 壁面広告物 | 表示面積 | 1 15平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。                                       |
|       | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限り)。ただ   |



|                |      |  |
|----------------|------|--|
|                |      | し、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。  |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。              |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から6メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 1 10平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。 |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。  |

ウ 非自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等  |
|-------|------|--|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から6メートル以下であること。   |
|       | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、10平方メートル以下であること。  |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。  |
|       | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。  |
|       | その他  | 1 隣接している他の野立広告物（非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。）と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。 |
| 屋上広告物 | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。   |
|       | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。  |
|       | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。  |
|       | 支柱   | 外部から見えない構造であること。   |
|       | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。   |

|                |      |  |
|----------------|------|--|
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 7.5平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下であること。  |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上が、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。  |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。                                |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 5平方メートル以下であること。  |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から6メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 1 5平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。                    |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。                                  |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。  |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。  |

(6) 第6種地域

ア 共通基準

| 項目       | 規格等   |
|----------|---|
| 1文字ごとの面積 | 2平方メートル以下(表示面積が10平方メートルを超える場合に限る。)であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。   |
| 照明       | 1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。  |
| 電光可変式広告物 | 1 表示面積は、5平方メートル以下であること。<br>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。<br>(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合<br>(2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合 |

イ 自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等  |
|-------|------|--|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から8メートル以下であること。  |
|       | 表示面積 | 20平方メートル以下であること。   |
|       | 支柱   | 景観重要区域にあつては、支柱の色は濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただ |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | し、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。  |
| 屋上広告物          | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 20平方メートル以下であること。  |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。             |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 30平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下であること。  |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。                                   |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 20平方メートル以下であること。  |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から8メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 20平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。                      |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

ウ 非自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等  |
|-------|------|--|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から8メートル以下であること。   |
|       | 表示面積 | 7.5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、15平方メートル以下であること。  |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。  |
|       | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。  |
|       | その他  | 1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | 2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。  |
| 屋上広告物          | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 7.5平方メートル以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。             |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 15平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下であること。  |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道にあつては地上から4.7メートル以上であること。                                    |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 7.5平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から8メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 7.5平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計は当該物件の面積の3分の1以下であること。                     |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。   |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

(7) 第7種地域

ア 共通基準

| 項目       | 規格等  |
|----------|--|
| 1文字ごとの面積 | 2平方メートル以下(表示面積が10平方メートルを超える場合に限る。)であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。  |
| 照明       | 1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがないときは、この限りでない。 |
| 電光可変式広告物 | 1 表示面積は、10平方メートル以下であること。<br>2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。<br>3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。   |

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  
 (1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合  
 (2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合

イ 自家用広告物等の許可基準

| 種類             | 項目   | 規格等  |
|----------------|------|--|
| 野立広告物          | 高さ   | 地上から10メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 30平方メートル以下であること。   |
|                | 支柱   | 景観重要区域にあつては、支柱の色は濃茶色であること（道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。）。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。                           |
| 屋上広告物          | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であつて、かつ、5メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 30平方メートル以下であること。   |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。          |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。   |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。   |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 50平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下であること。   |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上が、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。 |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。  |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。                                |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 30平方メートル以下であること。   |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から10メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 1 30平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。                   |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。  |

ウ 非自家用広告物等の許可基準

| 種類    | 項目   | 規格等   |
|-------|------|---|
| 野立広告物 | 高さ   | 地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から10メートル以下であること。 |
|       | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、20平方メートル以下であること。  |
|       | 支柱   | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場  |

|                |      |   |
|----------------|------|---|
|                |      | 合は、この限りでない。   |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。   |
|                | その他  | 1 隣接している他の野立広告物（非自家用広告物等に限る。以下この項において同じ。）と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。<br>2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つものであること。 |
| 屋上広告物          | 高さ   | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であつて、かつ、5メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。  |
|                | 色彩   | 表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|                | 支柱   | 外部から見えない構造であること。  |
|                | その他  | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。  |
| 壁面広告物          | 表示面積 | 1 25平方メートル以下であること。<br>2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下であること。  |
|                | 色彩   | 景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること（表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。）。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。   |
|                | その他  | 壁面内に表示し、または設置するものであること。   |
| 突出広告物          | 高さ   | 1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。   |
|                | 突出し幅 | 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。<br>2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。   |
|                | 表示面積 | 10平方メートル以下であること。  |
| その他物件利用<br>広告物 | 高さ   | 地上から10メートル以下であること。  |
|                | 表示面積 | 1 10平方メートル以下であること。<br>2 一の物件に表示し、または設置するその他壁面利用広告物の表示面積の合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下であること。  |
|                | 場所   | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。   |
|                | その他  | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。   |

別表第2（第3条関係）

| 種類                 | 基準  |
|--------------------|---|
| 条例第8条第1項第4号に掲げる広告物 | 1 表示面積は、5平方メートル（道路の路面に表示する場合にあつては、10平方メートル）以下であること。<br>2 広告物の表示面積および表示内容について、当該広告物を表示する物件を管 |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
|                             | 理する者との協議がなされていること。  |
| 条例第8条第1項第5号に掲げる広告物またはその掲出物件 | 表示面積は、5平方メートル(道路の路面に表示する場合にあつては、10平方メートル)以下であること。   |
| 条例第8条第1項第6号に掲げる広告物またはその掲出物件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、5平方メートル以下であり、かつ、表示方向から見た場合における寄贈、協賛等により設置し、または管理される物件(以下この項において「寄贈物件」という。)の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下であること。</li> <li>2 表示内容は、寄贈、協賛等をした者の氏名、名称、店名または商標および寄贈、協賛等をしたことにより国または地方公共団体に協力している旨に限ること。</li> <li>3 広告物の表示面積および表示内容について、寄贈物件を管理する者との協議がなされていること。</li> </ol>   |
| 条例第8条第2項第1号に掲げる広告物またはその掲出物件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所等の敷地に表示する広告物の表示面積の合計は、第1種地域および第2種地域にあつては5平方メートル以下、第3種地域から第7種地域までにあつては10平方メートル以下であること。</li> <li>2 野立広告物および屋上広告物にあつては、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請が必要な規模のものでないこと。</li> </ol>  |
| 条例第8条第2項第2号に掲げる広告物またはその掲出物件 | 表示面積は、5平方メートル以下であること。   |
| 条例第8条第2項第3号に掲げる広告物またはその掲出物件 | 表示の期間は、催物の期間および当該期間の前後7日以内であること。  |
| 条例第8条第2項第4号に掲げる広告物またはその掲出物件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、15平方メートル以下であること。</li> <li>2 周囲の景観と調和のとれた広告物またはその掲出物件であり、宣伝の用に供されるものでないこと。</li> </ol>   |
| 条例第8条第2項第6号に掲げる広告物          | 表示面積は、5平方メートル以下であること。   |
| 条例第8条第2項第7号に掲げる広告物またはその掲出物件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別表第1の1(2)イに定める簡易広告物の許可基準に適合するものであること。</li> <li>2 掲出物件(これを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 表示面積は、3平方メートル以下であること。</li> <li>(2) 地上からの高さは、3メートル以下であること。</li> <li>(3) 個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。</li> </ol> </li> <li>3 営利を目的とする事業のために表示し、かつ、自己の住所または事業所等の敷地以外で表示する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 表示の期間は、60日以内であること。</li> <li>(2) 個数は、50個以下であること。</li> <li>(3) 表示の始期および終期、表示者名または管理者名ならびに連絡先が明示されているものであること。</li> </ol> </li> </ol> |
| 条例第8条第2項第8号に掲げる広告物またはその掲出物件 | 表示の始期および終期、表示者名または管理者名ならびに連絡先が明示されているものであること。   |

別記様式第1号から別記様式第2号までを次のように改める。



別記  
様式第1号(第4条関係)

屋外広告物通知書  
(表)

|   |            |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
|---|------------|--|----|----|---------|---------|-------|-------|-----|----|
| 年 月 日                                   |            |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
| (宛先)<br>滋賀県知事                           |            |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
| 通知者 所在地 〒<br>名 称<br>代表者の氏名<br>電 話 ( ) - |            |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
| 滋賀県屋外広告物条例第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。      |            |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
| 1 表示(設置)場所                              | 敷地の地番      | 郡 町 番  |    |    |         |         |       |       |     |    |
|   | 条例上の地域区分   | <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域 <input type="checkbox"/> 第4種地域<br><input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域 <input type="checkbox"/> 第7種地域<br><input type="checkbox"/> 特別規制地域 ( )         |    |    |         |         |       |       |     |    |
|   | 景観計画上の地域区分 | <input type="checkbox"/> 景観重要区域内 <input type="checkbox"/> 景観重要区域外  |    |    |         |         |       |       |     |    |
| 2 種類                                    | 性質別の区分     | <input type="checkbox"/> 自家用広告物<br><input type="checkbox"/> 非自家用広告物 [ <input type="checkbox"/> 公共的広告物 <input type="checkbox"/> 案内図板 <input type="checkbox"/> 一般広告物 ]   |    |    |         |         |       |       |     |    |
|   | 形態別の区分     | <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> その他物件利用<br><input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 電柱等巻付 <input type="checkbox"/> 電柱等袖付 <input type="checkbox"/> その他 |    |    |         |         |       |       |     |    |
| 3 規模                                    | 別紙のとおり     |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
| 4 数量                                    | 野立         | 屋上   | 壁面 | 突出 | その他物件利用 | 簡易      | 電柱等巻付 | 電柱等袖付 | その他 | 合計 |
|   | 個          | 個  | 個  | 個  | 個       | 個       | 個     | 個     | 個   | 個  |
| 5 表示(設置)期間                              | 当初施工(予定)日  |  |    |    |         | 除却(予定)日 |       |       |     |    |
|   | 年 月 日      |  |    |    |         | 年 月 日   |       |       |     |    |
| 6 担当部課名                                 | 電話 ( ) -   |  |    |    |         |         |       |       |     |    |
|   | 担 当 者      |  |    |    |         |         |       |       |     |    |

(裏)

|             |                 |                    |  |
|-------------|-----------------|--------------------|--|
| 7 管理者       | 住所<br>氏名        | 電話 ( ) -           |  |
| 8 工事施工<br>者 | 住所<br>氏名        | 電話 ( ) -           |  |
|             | 屋外広告業の<br>登録番号等 | 年 月 日滋賀県屋外広告業登録第 号 |  |

|       |          |           |      |      |
|-------|----------|-----------|------|------|
| ※ 受付欄 | ※決裁区分    | ※決裁権者     | ※課 員 | ※担当者 |
|       |          |           |      |      |
| ※ 経過欄 | 了知した旨の通知 | 年 月 日 第 号 |      |      |
|       | 備考       |           |      |      |

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
  - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
  - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
  - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
  - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
  - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
  - (7) 景観配慮事項自己評価書
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 3 該当する( )内に印を付すこと。
  - 4 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

通知に係る広告物または掲出物件の一覧表

| 番号 | 性質別の区分 | 形態別の区分 | 規模  |   |   |    |                |                | 備考 |
|----|--------|--------|-----|---|---|----|----------------|----------------|----|
|    |        |        | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積             |                |    |
|    |        |        |     |   |   |    | 1表示            | 1文字<br>(最大)    |    |
| 1  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 2  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 3  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 4  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 5  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 6  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 7  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 8  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 9  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 10 |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 合計 |        |        |     |   |   |    |                | m <sup>2</sup> |    |

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物

2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物 (はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物 (広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物 (広告旗)
- (9) 簡易広告物 (立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物 (提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第1号の2(第4条関係)

## 景観配慮事項自己評価書

|               |                                      |             |
|---------------|--------------------------------------|-------------|
| 申請書(別紙)一覧表の番号 | 番                                    |             |
| 評 価 日         | 年 月 日                                |             |
| 評価項目          |                                      | 評価点数        |
| 規模            | 必要最低限の規模(面積、高さ、幅、一文字の大きさなど)としているか。   | 0点・1点・2点・3点 |
| 個数            | 一つ一つの広告物を効果的に設置するなどして、広告物の個数を抑えているか。 | 0点・1点・2点・3点 |
| 色彩            | 周囲の景観になじまない高彩度の色彩は控えているか。            | 0点・1点・2点・3点 |
| 視認性           | 読みやすい文字や大きさにしているか。                   | 0点・1点・2点・3点 |
| ひろがり          | 田園風景や山地景観などひろがりのある風景に配慮しているか。        | 0点・1点・2点・3点 |
| つながり          | 道路や河川など連続したつながりのある風景に配慮しているか。        | 0点・1点・2点・3点 |
| 地域らしさ         | 地域ごとの個性ある風景に配慮しているか。                 | 0点・1点・2点・3点 |
| 合計            |                                      | 点/21点       |
| ※ 受 付 欄       | ※ 備 考                                |             |
|               |                                      |             |

注1 評価点数欄は、次に掲げる評価を目安に該当するものに○印を付すこと。

- (1) 3点 しつかりと配慮している。
- (2) 2点 おおむね配慮している。
- (3) 1点 少し配慮している。
- (4) 0点 全く配慮していない。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

3 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号(第5条、第10条関係)

屋外広告物  $\left( \begin{array}{c} \text{許 可} \\ \text{変更許可} \\ \text{継続許可} \end{array} \right)$  申請書  
(表)

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) -

代理人  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) -

滋賀県屋外広告物条例  $\left( \begin{array}{c} \text{第10条第1項} \\ \text{第15条第1項} \\ \text{第15条第2項} \end{array} \right)$  の規定により、次のとおり申請します。

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 1 申請の区分    | <input type="checkbox"/> 新規<br><input type="checkbox"/> 変更 [許可番号 年 月 日 滋賀県指令 第 号]<br>[許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日]<br><input type="checkbox"/> 継続 [許可番号 年 月 日 滋賀県指令 第 号]<br>[許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日] |  |
|            | 敷地の地番   | 郡 町 番  |
| 2 表示(設置)場所 | 敷地の管理者  | 住所氏名 電話 ( ) -  |
|            | 条例上の地域区分  | <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域 <input type="checkbox"/> 第4種地域<br><input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域 <input type="checkbox"/> 第7種地域<br><input type="checkbox"/> 特別規制地域 ( )         |
|            | 景観計画上の地域区分  | <input type="checkbox"/> 景観重要区域内 <input type="checkbox"/> 景観重要区域外  |
|            | 3 種類  | 性質別の区分   |
| 形態別の区分     |   | <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> その他物件利用<br><input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 電柱等巻付 <input type="checkbox"/> 電柱等袖付 <input type="checkbox"/> その他 |
| 4 規模       | 別紙のとおり  |  |

(裏)

|               |                   |                    |                  |         |                    |               |              |           |     |    |
|---------------|-------------------|--------------------|------------------|---------|--------------------|---------------|--------------|-----------|-----|----|
| 5 数量          | 野立                | 屋上                 | 壁面               | 突出      | その他<br>物件利用        | 簡易            | 電柱等<br>巻付    | 電柱等<br>袖付 | その他 | 合計 |
|               | 個                 | 個                  | 個                | 個       | 個                  | 個             | 個            | 個         | 個   | 個  |
| 6 表示(設置)期間    | 当初施工(予定)日         |                    |                  | 除却(予定)日 |                    | 許可を求める期間      |              |           |     |    |
|               | 年 月 日             |                    |                  | 年 月 日   |                    | 年 月 日 ~ 年 月 日 |              |           |     |    |
| 7 他法令等の許認可の状況 | 建築基準法による工<br>作物確認 |                    | 道路法による道路占<br>用許可 |         | 道路交通法による道<br>路使用許可 |               | その他( )       |           |     |    |
|               | ( ) 不要 ( ) 有      |                    | ( ) 不要 ( ) 有     |         | ( ) 不要 ( ) 有       |               | ( ) 不要 ( ) 有 |           |     |    |
|               | ( ) 申請中           |                    | ( ) 申請中          |         | ( ) 申請中            |               | ( ) 申請中      |           |     |    |
|               | ( ) 未申請           |                    | ( ) 未申請          |         | ( ) 未申請            |               | ( ) 未申請      |           |     |    |
| 8 広告主         | 住所<br>氏名          | 電話 ( ) -           |                  |         |                    |               |              |           |     |    |
| 9 管理者         | 住所<br>氏名          | 電話 ( ) -           |                  |         |                    |               |              |           |     |    |
| 10 工事施工者      | 住所<br>氏名          | 電話 ( ) -           |                  |         |                    |               |              |           |     |    |
|               | 屋外広告業の<br>登録番号等   | 年 月 日滋賀県屋外広告業登録第 号 |                  |         |                    |               |              |           |     |    |

|        |           |       |       |      |      |
|--------|-----------|-------|-------|------|------|
| ※ 受付欄  | ※手数料      | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|        | 円         |       |       |      |      |
| ※ 許可条件 |           |       |       |      |      |
| ※ 許可番号 | 年 月 日 第 号 |       |       |      |      |
| ※ 備考   |           |       |       |      |      |

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
  - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
  - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
  - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
  - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
  - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
  - (7) 景観配慮事項自己評価書
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類および当該広告物または掲出物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(7)までに掲げる書類を添付すること。
  - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
    - (1) 注1(1)に掲げる書類
    - (2) 当該広告物または掲出物件のカラー写真
    - (3) 屋外広告物安全点検調査(規則第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件を除く。)
    - (4) 点検を行った者が規則第10条の4第6項各号に定める者であることを証する書類またはその写し(規則第10条の4第5項に規定する広告物または掲出物件に限る。)
  - 4 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 6 該当する( )内に印を付すこと。
  - 7 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

| 番号 | 性質別の区分 | 形態別の区分 | 規模  |   |   |    |                |                | 備考 |
|----|--------|--------|-----|---|---|----|----------------|----------------|----|
|    |        |        | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積             |                |    |
|    |        |        |     |   |   |    | 1表示            | 1文字<br>(最大)    |    |
| 1  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 2  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 3  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 4  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 5  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 6  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 7  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 8  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 9  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 10 |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 合計 |        |        |     |   |   |    |                | m <sup>2</sup> |    |

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物

2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物(はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物(広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物(広告旗)
- (9) 簡易広告物(立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物(提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号の2を削る。

別記様式第3号を次のように改める。



様式第3号(第8条、第10条の2、第10条の3関係)

住所氏名変更届出書  
(表)

|  |                |   |   |
|--|----------------|---|---|
| (宛先)<br>滋賀県知事  | 年 月 日          | 届出者<br>住 所<br>ふりがな<br>氏 名<br>(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに<br>名称および代表者の氏名)<br>電 話 (        )        -<br>代理人<br>住 所<br>ふりがな<br>氏 名<br>(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに<br>名称および代表者の氏名)<br>電 話 (        )        -  |   |
| 滋賀県屋外広告物条例 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                     第13条<br/>                     第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)<br/>                     第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第6項                 </td> </tr> </table> の規定により、 |                |   | 第13条<br>第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)<br>第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第6項 |
| 第13条<br>第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)<br>第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第6項  |                |   |   |
| 次のとおり届け出ます。  |                |   |   |
| 1 許可(認定)番号   |                | 年 月 日 滋賀県指令 第 号   |   |
| 2 許可期間   |                | 年 月 日 ~ 年 月 日   |   |
| 3 表示(設置)場所   | 郡            町 | 番   |   |
| 4 種類   | 性質別の区分         | <input type="checkbox"/> 自家用広告物<br><input type="checkbox"/> 非自家用広告物<br>[ <input type="checkbox"/> 公共的広告物 <input type="checkbox"/> 案内図板 <input type="checkbox"/> 一般広告物 ]   |   |
|  | 形態別の区分         | <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出<br><input type="checkbox"/> その他物件利用 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 電柱等巻付<br><input type="checkbox"/> 電柱等袖付 <input type="checkbox"/> その他 |   |

(裏)

|        |              |               |               |       |
|--------|--------------|---------------|---------------|-------|
| 5 変更事項 | 表示者等の住所および氏名 | 変更前           | 変更後           | 変更年月日 |
|        |              | 〒<br>電話 ( ) ー | 〒<br>電話 ( ) ー | 年 月 日 |
|        | 管理者の住所および氏名  | 変更前           | 変更後           | 変更年月日 |
|        |              | 〒<br>電話 ( ) ー | 〒<br>電話 ( ) ー | 年 月 日 |
| 6 変更理由 |              |               |               |       |

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| ※ 受付欄 | ※ 決裁権者 | ※ 課 員 | ※ 担当者 |
|       |        |       |       |
| ※ 備考  |        |       |       |

- 注1 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
 3 ※欄は、記入しないこと。

別記様式第5号を次のように改める。

## 様式第5号(第10条、第10条の4関係)

## 屋外広告物安全点検調書

|                          |         |  |                |       |
|--------------------------|---------|--|----------------|-------|
| 種類                       | 性質別の区分  | <input type="checkbox"/> 自家用広告物<br><input type="checkbox"/> 非自家用広告物<br><input type="checkbox"/> 公共的広告物 <input type="checkbox"/> 案内図板 <input type="checkbox"/> 一般広告物  |                |       |
|                          | 形態別の区分  | <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> その他物件利用<br><input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 電柱等巻付 <input type="checkbox"/> 電柱等袖付 <input type="checkbox"/> その他   |                |       |
| 表示(設置)場所                 |         |  |                |       |
| 許可(認定)番号                 |         | 年 月 日<br>滋賀県指令 第 号   | 当初施工年月日        | 年 月 日 |
| 点検日                      |         | 年 月 日  | 前回点検日          | 年 月 日 |
| 点検者                      | 住所氏名    | 〒 _____ 電話( ) _____  |                |       |
|                          | 資格等     | <input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 点検技能講習修了者<br><input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者<br><input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者<br><input type="checkbox"/> 一級建築士・二級建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> 資格なし |                |       |
| 点検項目                     | 異常の有無   | 異常の評価  | 改善の概要          |       |
| 表示面(汚染、退色、変色、塗料等の剥離、破損等) | 有・無・非該当 | 経過観察・要改善   | 改善済・改善予定( 年 月) |       |
| 主要部材(変形、腐食、劣化等)          | 有・無・非該当 | 経過観察・要改善   | 改善済・改善予定( 年 月) |       |
| ボルト、ナット、ビス等(緩み、さび、破損等)   | 有・無・非該当 | 経過観察・要改善   | 改善済・改善予定( 年 月) |       |
| 溶接、支持、取付部分等(亀裂、変形、腐食等)   | 有・無・非該当 | 経過観察・要改善   | 改善済・改善予定( 年 月) |       |
| ネオン、照明装置等(ちらつき、無点灯等)     | 有・無・非該当 | 経過観察・要改善   | 改善済・改善予定( 年 月) |       |
| その他点検した箇所( )             | 有・無・非該当 | 経過観察・要改善   | 改善済・改善予定( 年 月) |       |
| 点検方法(遠望目視、近接目視、打診等)      |         |  |                |       |
| ※ 受付欄                    |         | ※ 備 考  |                |       |
|                          |         |  |                |       |

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 広告物または掲出物件のカラー写真および異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。
- (2) 有資格者が点検を行った場合には、当該点検を行った者の資格等を証する書類またはその写し
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

別記様式第5号の次に次の4様式を加える。

様式第5号の2(第10条の2関係)

公共的広告物等(認定/変更認定)申請書(表)

Form area for applicant information including address, name, and telephone number, and a reference to the Hyogo Prefecture Outdoor Advertising Regulations.

Table with 5 main rows: 1. Application type (New/Change), 2. Display location (Address, Management, Zoning, Landscape), 3. Type (Structure, Signage), 4. Scale, 5. Quantity (Breakdown by type and total).

(裏)

|               |                    |                    |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 6 表示(設置)期間    | 当初施工(予定)日          |                    | 除却(予定)日            |                    |
|               | 年 月 日              |                    | 年 月 日              |                    |
| 7 他法令等の許認可の状況 | 建築基準法による工<br>作物確認  | 道路法による道路占<br>用許可   | 道路交通法による道<br>路使用許可 | その他( )             |
|               | ( ) 不要 ( ) 有       | ( ) 不要 ( ) 有       | ( ) 不要 ( ) 有       | ( ) 不要 ( ) 有       |
|               | ( ) 申請中<br>( ) 未申請 | ( ) 申請中<br>( ) 未申請 | ( ) 申請中<br>( ) 未申請 | ( ) 申請中<br>( ) 未申請 |
| 8 広告主         | 住所<br>氏名           | 電話 ( ) -           |                    |                    |
| 9 管理者         | 住所<br>氏名           | 電話 ( ) -           |                    |                    |
| 10 工事施工者      | 住所<br>氏名           | 電話 ( ) -           |                    |                    |
|               | 屋外広告業の<br>登録番号等    | 年 月 日滋賀県屋外広告業登録第 号 |                    |                    |
| 11 表示(設置)の目的  |                    |                    |                    |                    |

|        |           |       |       |      |      |
|--------|-----------|-------|-------|------|------|
| ※ 受付欄  | ※手数料      | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|        | 円         |       |       |      |      |
| ※ 認定条件 |           |       |       |      |      |
| ※ 認定番号 | 年 月 日 第 号 |       |       |      |      |
| ※ 備考   |           |       |       |      |      |

注1 新規の認定申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
  - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
  - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
  - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
  - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
  - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
  - (7) 景観配慮事項自己評価書
- 2 変更の認定申請にあつては、注1(1)に掲げる書類および当該広告物または掲出物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(7)までに掲げる書類を添付すること。
  - 3 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 5 該当する( )内に印を付すこと。
  - 6 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

| 番号 | 形態別の区分 | 規模  |   |   |    |                |                | 備考 |
|----|--------|-----|---|---|----|----------------|----------------|----|
|    |        | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積             |                |    |
|    |        |     |   |   |    | 1表示            | 1文字(最大)        |    |
| 1  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 2  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 3  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 4  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 5  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 6  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 7  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 8  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 9  |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 10 |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 合計 |        |     |   |   |    | m <sup>2</sup> |                |    |

注1 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物(はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物(広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物(広告旗)
- (9) 簡易広告物(立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物(提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第5号の3 (第10条の2、第10条の3関係)

認定公共的広告物等  
認定優良広告物

管理状況報告書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

報告者  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) —

代理人  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) —

滋賀県屋外広告物条例 (第15条の2第5項  
第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第5項) の規定により、  
次のとおり管理の状況を報告します。

|         |                 |    |   |    |         |                  |       |       |     |    |
|---------|-----------------|----|---|----|---------|------------------|-------|-------|-----|----|
| 1 認定番号  | 年 月 日 滋賀県指令 第 号 |    |   |    |         |                  |       |       |     |    |
| 2 種類    | 性質別の区分          |    | ( ) 自家用広告物<br>( ) 非自家用広告物 [ ( ) 公共的広告物 ( ) 案内図板 ( ) 一般広告物 ]                   |    |         |                  |       |       |     |    |
|         | 形態別の区分          |    | ( ) 野立 ( ) 屋上 ( ) 壁面 ( ) 突出 ( ) その他物件利用<br>( ) 簡易 ( ) 電柱等巻付 ( ) 電柱等袖付 ( ) その他 |    |         |                  |       |       |     |    |
| 3 数量    | 野立              | 屋上 | 壁面  | 突出 | その他物件利用 | 簡易               | 電柱等巻付 | 電柱等袖付 | その他 | 合計 |
|         | 個               | 個  | 個   | 個  | 個       | 個                | 個     | 個     | 個   | 個  |
| 4 管理の状況 | 異常の有無           |    | 異常の評価   |    |         | 改善の概要            |       |       |     |    |
|         | 有・無             |    | 経過観察・要改善  |    |         | 改善済・改善予定 ( 年 月 ) |       |       |     |    |

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| ※ 受付欄 | ※ 決裁権者 | ※ 課 員 | ※ 担当者 |
|       |        |       |       |
| ※ 備考  |        |       |       |

- 注1 直近に行つた点検に係る屋外広告物安全点検調書を添付すること(滋賀県屋外広告物条例施行規則第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件を除く。)
- 2 代理人により報告を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 4 該当する( )内に印を付すこと。
- 5 ※欄は、記入しないこと。

様式第5号の4 (第10条の3関係)

優良広告物認定申請書  
(表)

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) —

代理人  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) —

滋賀県屋外広告物条例第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

|            |            |  |          |    |         |         |       |       |     |    |
|------------|------------|--|----------|----|---------|---------|-------|-------|-----|----|
| 1 表示(設置)場所 | 敷地の地番      | 郡 町  |          | 番  |         |         |       |       |     |    |
|            | 敷地の管理者     | 住所<br>氏名   | 電話 ( ) — |    |         |         |       |       |     |    |
|            | 条例上の地域区分   | <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域 <input type="checkbox"/> 第4種地域<br><input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域 <input type="checkbox"/> 第7種地域<br><input type="checkbox"/> 特別規制地域 ( ) |          |    |         |         |       |       |     |    |
|            | 景観計画上の地域区分 | <input type="checkbox"/> 景観重要区域内 <input type="checkbox"/> 景観重要区域外  |          |    |         |         |       |       |     |    |
| 2 種類       | 性質別の区分     | <input type="checkbox"/> 自家用広告物<br><input type="checkbox"/> 非自家用広告物 [ <input type="checkbox"/> 公共的広告物 ( ) 案内図板 ( ) 一般広告物 ]   |          |    |         |         |       |       |     |    |
|            | 形態別の区分     | <input type="checkbox"/> 野立 ( ) 屋上 ( ) 壁面 ( ) 突出 ( ) その他物件利用<br><input type="checkbox"/> 簡易 ( ) 電柱等巻付 ( ) 電柱等袖付 ( ) その他  |          |    |         |         |       |       |     |    |
| 3 規模       | 別紙のとおり     |  |          |    |         |         |       |       |     |    |
| 4 数量       | 野立         | 屋上   | 壁面       | 突出 | その他物件利用 | 簡易      | 電柱等巻付 | 電柱等袖付 | その他 | 合計 |
|            | 個          | 個  | 個        | 個  | 個       | 個       | 個     | 個     | 個   | 個  |
| 5 表示(設置)期間 | 当初施工(予定)日  |  |          |    |         | 除却(予定)日 |       |       |     |    |
|            | 年 月 日      |  |          |    |         | 年 月 日   |       |       |     |    |

(裏)

|               |                                    |                                    |                                    |                                    |
|---------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 6 他法令等の許認可の状況 | 建築基準法による工<br>作物確認                  | 道路法による道路占<br>用許可                   | 道路交通法による道<br>路使用許可                 | その他 ( )                            |
|               | ( ) 不要 ( ) 有<br>( ) 申請中<br>( ) 未申請 | ( ) 不要 ( ) 有<br>( ) 申請中<br>( ) 未申請 | ( ) 不要 ( ) 有<br>( ) 申請中<br>( ) 未申請 | ( ) 不要 ( ) 有<br>( ) 申請中<br>( ) 未申請 |
| 7 広告主         | 住所<br>氏名                           | 電話 ( ) -                           |                                    |                                    |
| 8 管理者         | 住所<br>氏名                           | 電話 ( ) -                           |                                    |                                    |
| 9 工事施工者       | 住所<br>氏名                           | 電話 ( ) -                           |                                    |                                    |
|               | 屋外広告業の<br>登録番号等                    | 年 月 日滋賀県屋外広告業登録第 号                 |                                    |                                    |
| 10 景観に配慮した事項  |                                    |                                    |                                    |                                    |

|        |           |       |       |      |      |
|--------|-----------|-------|-------|------|------|
| ※ 受付欄  | ※手数料      | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|        | 円         |       |       |      |      |
| ※ 認定条件 |           |       |       |      |      |
| ※ 認定番号 | 年 月 日 第 号 |       |       |      |      |
| ※ 備考   |           |       |       |      |      |

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
  - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
  - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
  - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
  - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
  - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像
  - (7) 景観配慮事項自己評価書
- 2 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 4 該当する( )内に印を付すこと。
  - 5 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

| 番号 | 性質別の区分 | 形態別の区分 | 規模  |   |   |    |                |                | 備考 |
|----|--------|--------|-----|---|---|----|----------------|----------------|----|
|    |        |        | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積             |                |    |
|    |        |        |     |   |   |    | 1表示            | 1文字<br>(最大)    |    |
| 1  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 2  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 3  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 4  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 5  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 6  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 7  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 8  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 9  |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |
| 10 |        |        | m   | m | m | 面  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物

2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物 (はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物 (広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物 (広告旗)
- (9) 簡易広告物 (立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物 (提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号の5 (第10条の5関係)

屋外広告物除却届出書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

届出者  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) -

代理人  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに  
名称および代表者の氏名)  
電 話 ( ) -

滋賀県屋外広告物条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|            |                 |  |    |    |         |    |       |       |     |    |
|------------|-----------------|--|----|----|---------|----|-------|-------|-----|----|
| 1 許可(認定)番号 | 年 月 日 滋賀県指令 第 号 |  |    |    |         |    |       |       |     |    |
| 2 許可期間     | 年 月 日 ~ 年 月 日   |  |    |    |         |    |       |       |     |    |
| 3 表示(設置)場所 | 郡 町 番           |  |    |    |         |    |       |       |     |    |
| 4 種類       | 性質別の区分          | <input type="checkbox"/> 自家用広告物<br><input type="checkbox"/> 非自家用広告物 [ <input type="checkbox"/> 公共的広告物 <input type="checkbox"/> 案内図板 <input type="checkbox"/> 一般広告物 ]   |    |    |         |    |       |       |     |    |
|            | 形態別の区分          | <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> その他物件利用<br><input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 電柱等巻付 <input type="checkbox"/> 電柱等袖付 <input type="checkbox"/> その他 |    |    |         |    |       |       |     |    |
| 5 除却数量     | 野立              | 屋上   | 壁面 | 突出 | その他物件利用 | 簡易 | 電柱等巻付 | 電柱等袖付 | その他 | 合計 |
|            | 個               | 個  | 個  | 個  | 個       | 個  | 個     | 個     | 個   | 個  |

|       |        |      |       |
|-------|--------|------|-------|
| ※ 受付欄 | ※ 決裁権者 | ※ 課員 | ※ 担当者 |
|       |        |      |       |
| ※ 備考  |        |      |       |

注1 当該広告物または掲出物件の除却後の現況写真を添付すること。  
 2 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
 4 該当する( )内に印を付すこと。  
 5 ※欄は、記入しないこと。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第11条関係)

警告書

この広告物は、滋賀県屋外広告物条例に違反しています。  
滋賀県屋外広告物条例に適合するよう、速やかに是正してください。

滋賀県  
年 月 日

連絡先  
滋賀県  
電話

別記様式第6号の2中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第7号(裏)中「(立入検査)」を「(広告物の表示等をする者等に対する報告徴収および立入検査)」に、「良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、」を「この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、または」に、「または関係者」を「もしくは関係者」に改める。

別記様式第8号(第1面)中

「申請者

住所  
フリガナ  
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および

代表者の氏名)

担当者名( )

電話( ) - に、

代理人

住所

フリガナ

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および

代表者の氏名)

電話( ) - 」

「住所

氏名

㊦

(法人にあつては主たる事務所  
の所在地、商号または名称お  
よび代表者の氏名

を

担当者名( )

電話番号( )」

フリガナ  
氏名および  
生年月日  
(法人にあつては商号  
または名称、代表者  
の氏名および生年月  
日)

を

フリガナ  
氏名および  
生年月日  
(法人にあつては名称  
ならびに代表者の氏  
名および生年月日)

に改め、同様式(第2面)中

「  
ふりがな  
 氏名および  
 生年月日  
 (法人にあつては商号  
 または名称、代表者  
 の氏名および生年月  
 日)  
 」

を

「  
ふりがな  
 氏名および  
 生年月日  
 (法人にあつては名称  
 ならびに代表者の氏  
 名および生年月日)  
 」

に改め、同様式(第3面)中注8を削り、注7を注

8とし、注6の次に次のように加える。

7 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。

別記様式第9号中「氏名 ㊸」を「氏名  
」に改める。

別記様式第9号の2中「氏名 ㊸」を「氏名 ㊸」に改め、

同様式注3を削る。

別記様式第10号を次のように改める。



様式第10号(第13条の2関係)

(第1面)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

担当者名 ( )

電 話 ( ) -

代理人

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

電 話 ( ) -

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

滋賀県屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

|  |                                 |     |       |
|--|---------------------------------|-----|-------|
| 登 録 番 号  | 滋賀県屋外広告業登録第 号                   |     |       |
| 登 録 年 月 日  | 年 月 日                           |     |       |
| ふりがな<br>氏 名 お よ び<br>生 年 月 日<br>(法人にあつては名称<br>ならびに代表者の氏<br>名および生年月日) | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別 1 法人 2 個人 |     |       |
| 住 所<br>(法人にあつては主た<br>る事務所の所在地)                                       | 郵便番号 ( ) -<br>電話番号 ( ) -        |     |       |
| 変更に係る事項  | 変更前                             | 変更後 | 変更年月日 |
| 1 名称または氏名<br>および住所<br>(法人にあつては名称<br>ならびに代表者の氏<br>名および主たる事務<br>所の所在地) |                                 |     |       |
| 2 営業所の名称およ<br>び所在地   |                                 |     |       |

(第2面)

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>3 役員の氏名</p> <p>4 法定代理人の氏名<br/>および住所</p> <p>(法人にあつては名<br/>称、代表者の氏名<br/>および主たる事務<br/>所の所在地ならび<br/>に役員の氏名)</p> <p>5 業務主任者の氏名<br/>および所属する営業<br/>所の名称</p> |  |  |  |
| <p>変更理由</p>   |  |  |  |

- 注1 「法人・個人の別」および「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 3 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>別記様式第11号中</p> <p>「届出者<br/>住所 〒<br/>(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)</p> <p>ふりがな<br/>氏名 ㊟<br/>(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)」</p> | を | <p>「届出者<br/>住所<br/>ふりがな<br/>氏名<br/>(法人にあつては、主たる事務所<br/>名称および代表者の氏名)</p> <p>電話 ( ) -</p> <p>代理人<br/>住所<br/>ふりがな<br/>氏名<br/>(法人にあつては、主たる事務所<br/>名称および代表者の氏名)</p> <p>電話 ( ) -</p> |
|--|---|--|

の所在地ならびに

に改め、同様式中注3を削り、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

の所在地ならびに

」

2 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。

別記様式第12号中「ふりがな  
氏名 ㊟」を 「ふりがな  
氏名  
生年月日 年 月

に改め、同様式注5を削る。

日生」

別記様式第14号中「氏名 ㊟」を 「氏名  
生年月日 年 月 日生」に

改め、同様式注3を削る。

別記様式第17号(裏)中「(報告および検査)」を「(屋外広告業を営む者に対する報告徴収および立入検査)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第24号。以下「改正条例」という。)付則第5項に規定するみなし申請(以下「みなし申請」という。)に係る屋外広告物または掲出物件についての改正条例による改正後の滋賀県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の許可の基準は、改正後の滋賀県屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正条例付則第3項の規定により新条例第5条第1項の許可とみなされた改正条例による改正前の滋賀県屋外広告物条例第6条もしくは第8条第3項の許可(以下「みなし許可」という。)またはみなし申請に対してされた新

条例第5条第1項の許可に係る屋外広告物または掲出物件であって、同条第3項の基準に適合しないものに係る新条例第15条第2項の許可の基準については、改正条例付則第6項各号に掲げる屋外広告物または掲出物件の区分に応じ、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から当該各号に定める期間は、新規則第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現にみなし許可を受けている屋外広告物または掲出物件について施行日以後最初に行う滋賀県屋外広告物条例第15条第2項の規定による継続の許可の申請に係る滋賀県屋外広告物条例施行規則第10条第4項の申請書に添付すべき書類については、新規則第10条第5項各号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日から当該申請を行う日までの間に新条例第16条の2第1項の点検を行う場合は、この限りでない。
- 5 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

**滋賀県告示第410号**

滋賀県屋外広告物条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第60号。以下「規則」という。)第2条の2の規定に基づき、地域または区域を次のとおり指定し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 規則第2条の2第1号エの規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる道路

ア 日野町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路

(ア) 県道西明寺水口線(町道大窪・音羽線との交点から音羽交差点までに限る。)

(イ) 町道大窪・音羽線

(ウ) 主要地方道土山蒲生近江八幡線(町道大窪・音羽線との交点から町道大窪・内池線との交点までに限る。)

(エ) 町道大窪・内池線(主要地方道土山蒲生近江八幡線との交点から国道307号の東側30メートル以内の区域に至るまでに限る。)

(オ) 主要地方道土山蒲生近江八幡線(河原口橋北側から町道鎌掛・深山口線との交点までに限る。)

(カ) 町道鎌掛・深山口線(主要地方道土山蒲生近江八幡線との交点から町道旧御代参街道線との交点までに限る。)

(キ) 町道旧御代参街道線(須原橋南側から町道鎌掛・深山口線との交点までに限る。)

イ 竜王町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路

(ア) 町道鏡新町線(国道8号との交点から鏡口交差点までに限る。)

(イ) 国道8号(鏡口交差点から野洲市と竜王町との境界線に至るまでに限る。)

(ウ) 町道西横関線(日野川の河川区域から西横関交差点に至るまでに限る。)

ウ 愛荘町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路

(ア) 町道愛知川・豊満線(不飲橋交差点から町道旧中仙道線との交点までに限る。)

(イ) 町道旧中仙道線(町道愛知川・豊満線との交点から主要地方道湖東・愛知川線との交点までに限る。)

(ウ) 主要地方道湖東・愛知川線(町道旧中仙道線との交点から沓掛交差点までに限る。)

(エ) 町道沓掛・石橋線(沓掛交差点から町道石橋・川久保線との交点までに限る。)

(オ) 町道石橋・歌詰橋線(町道石橋・川久保線との交点から宇曾川の河川区域までに限る。)

エ 豊郷町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路

(ア) 町道旧八号線1

(イ) 県道安食西八目線(四十九院交差点から県道豊郷停車場線との交点までに限る。)

(ウ) 県道豊郷停車場線(県道安食西八目線との交点から高野瀬東交差点までに限る。)

(エ) 町道旧八号線3

(オ) 県道松尾寺豊郷線(町道旧八号線3との交点から町道旧八号線2との交点までに限る。)

(カ) 町道旧八号線2(県道松尾寺豊郷線との交点から宇曾川の河川区域までに限る。)

(2) 次に掲げる区域

ア (1)アからエまでに掲げる道路から片側30メートル以内の両側の区域

イ 次の図に示す区域

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 規則第2条の2第2号イの規定により知事が指定する地区計画の区域は、次のとおりとする。

- (1) 多賀町多賀神田地区計画の区域
- (2) 多賀町尼子地区計画の区域

3 規則第2条の2第2号エの規定により知事が指定する河川区域の区域は、次のとおりとする。

- (1) 日野川の河川区域のうち、御代参橋より下流の区域
- (2) 愛知川の河川区域
- (3) 宇曾川の河川区域のうち、宇曾川ダムより下流の区域
- (4) 犬上川の河川区域のうち、金屋橋より下流の区域
- (5) 芹川の河川区域のうち、合同井堰より下流の区域

4 規則第2条の2第2号オの規定により知事が指定する地域(平成10年滋賀県告示第111号(自然記念物の指定)で指定した多賀大社のケヤキ(飯盛木)の周囲100メートル以内の区域)

5 規則第2条の2第3号の規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる鉄道(規則第2条の2第6号および第7号に掲げる地域内の鉄道を除く。)

- ア 東海道新幹線
- イ 近江鉄道

(2) 次に掲げる道路

ア 中央自動車道西宮線(規則第2条の2第6号および第7号に掲げる地域内の中央自動車道西宮線を除く。)

イ 一般国道

ウ 県道彦根八日市甲西線(甲良町役場前交差点から東近江市と愛荘町との境界線までに限る。)

エ 県道愛知川停車場線

オ 県道豊郷停車場線

カ 県道北落豊郷線(高野瀬東交差点から近江鉄道本線との交点までに限る。)

キ 県道多賀高宮線および県道甲良多賀線(甲良町役場交差点から土田南交差点までに限る。)

ク 県道日野徳原線(町道大窪・内池線との交点から日野駅に至るまでに限る。)

ケ 日野町の区域内に存する町道のうち、次に掲げる道路

(ア) 町道日野松尾線

(イ) 町道松尾村井線(町道横町線との交点から日野小学校北交差点までに限る。)

(ウ) 町道大窪・内池線(松尾交差点から県道日野徳原線との交点までに限る。)

コ 愛荘町の区域内に存する町道愛知川・栗田線(愛知川交差点から町道東部開発線との交点までに限る。)

サ 豊郷町の区域内に存する町道役場横道線

(3) 次に掲げる区域

ア (1)アに掲げる鉄道から片側200メートル以内の両側の区域

イ (1)イに掲げる鉄道から片側100メートル以内の両側の区域

ウ (2)アに掲げる道路から片側200メートル以内の両側の区域

エ (2)イからサまでに掲げる道路から片側30メートル以内の両側の区域

6 規則第2条の2第4号の規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる道路(規則第2条の2第6号イに掲げる地域を除く。)

ア 国道8号(不飲橋交差点から長野交差点までおよび沢交差点から彦根市と豊郷町との境界線に至るまでに限る。)

イ 国道307号(出雲川橋南側から日田交差点までに限る。)

ウ 国道477号(河原西交差点から町道大谷線との交点までおよび竜王I.C南交差点から町道希望ヶ丘線との交点までに限る。)

(2) 次に掲げる区域

ア (1)アからウまでに掲げる道路から片側30メートル以内の両側の区域

イ 次の図に示す区域

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

7 規則第2条の2第6号ウの規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地区計画の区域
  - ア 竜王町山面工業団地地区計画の区域
  - イ 竜王町総合庁舎周辺地区地区計画の区域
  - ウ 県道甲良多賀線沿道地区計画の区域

(2) 次の図に示す区域  
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

8 規則第2条の2第7号の規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地区計画の区域
  - ア 松尾北地区地区計画の区域
  - イ 松尾西地区地区計画の区域
  - ウ 竜王町薬師地区地区計画の区域
  - エ 竜王インターチェンジ周辺地区地区計画の区域

(2) 次の図に示す区域  
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第411号**

昭和60年滋賀県告示第389号(滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

-----  
**滋賀県告示第412号**

滋賀県屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定(昭和49年滋賀県告示第460号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造